

府政経運第 180 号
令和 8 年 7 月 21 日

経済財政諮問会議議長 高市 早苗 宛て

内閣総理大臣 高市 早苗

内閣府設置法第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり
諮問する。

諮問第 55 号

経済財政運営と改革の基本方針及び令和 9 年度予算編成の基本方
針いかん。